

計画名	期間	機関	内容・方針	ポイント	策定・変更	評価・見直し
地域福祉(支援)計画 社会福祉法 調和を保つ	概ね 5年	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの適切な利用 社会福祉事業の健全な発達 地域福祉活動への住民の参加 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年、社会福祉法改正、努力義務となる 高齢、障害、児童、その他の福祉に共通して取り組む総合的な福祉計画 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の意見を聞く 住民に公表する 	法に規定あり <ul style="list-style-type: none"> 定期的に調査、分析及び評価を行うよう努める 3年ごとに見直し
		都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の計画を支援する方針 人材確保と資質向上に関する取り組み 福祉サービスの健全な発達基盤の整備 			
地域福祉活動計画 (法的根拠なし)		市町村 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 住民、民間等による福祉活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が策定する 	定めなし	定めなし
介護保険事業(支援)計画 介護保険法 一体として策定しなければならない	3年	国	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が基本指針を定める 			法に規定あり <ul style="list-style-type: none"> 実施状況、目標の達成状況の評価を行い公表する 3年ごとに見直し
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏域ごとの施設利用の入所定員総数、及びサービス種類ごとの見込み量 地域支援事業の見込み量 市町村内における要介護(予防含む)状態の悪化、及び軽減に関する事項について医療との連携を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏域ごとに策定 	(あらかじめ) <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の意見を聞く 都道府県の意見を聞く 都道府県知事に提出 	
		都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉圏域における施設利用の入所定員総数、及びサービス種類ごとの見込み量 市町村内における要介護(予防含む)状態の悪化、及び軽減に関する事業等の適正化と、目標の設定 介護サービス情報の公表に関する事項を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉圏域ごとに策定 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣に提出 	
老人福祉計画 老人福祉法 調和を保つ	有期	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の区域ごとの老人福祉事業の量の目標 厚生労働大臣が参酌すべき基準を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉事業(老人居宅サービスや施設入所など)の供給体制の確保の為の計画 	(あらかじめ) <ul style="list-style-type: none"> 都道府県の意見を聞く 都道府県知事に提出 	なし
		都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホームと特別養護老人ホーム等の必要入所定員数等の目標 老人福祉施設相互の連携の為の措置 教育、保育、子育て支援事業に従事する者の確保、及び資質の向上に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の老人福祉計画に対し、広域的な立場から計画を定める 知事は市町村で定められた施設の総数を超える場合は、認可の却下が可能 	(遅滞なく) <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣に提出 	
※) 老人保健計画 → 2008年、高齢者医療確保法(後期高齢者医療制度)の制定により、本計画は廃止された。						
障害者計画 障害者基本法	有期	内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立支援と社会参加を図る基本指針を決める 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立及び社会参加の支援等の総合的な計画 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の長、障害者政策委員会の意見を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府障害者政策委員会による監視
		都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 基本指針に沿って都道府県障害者計画を策定 		<ul style="list-style-type: none"> 審議会その他、合議制の機関の意見を聞く 	
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> 国及び、都道府県の計画に沿って、市町村障害者計画を策定する(具体的な課題・目標と方策なども含む) 		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の意見を聞く 	
障害福祉計画 障害者総合支援法 調和を保つ	3年	厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等の整備、自立支援給付等の円滑な実施を確保する為の基本指針を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年に、自己決定の尊重と、意思決定支援に関する内容が追加 		法に規定あり <ul style="list-style-type: none"> 定期的に調査、分析及び評価を行い、必要な措置を講ずる
		都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が定める区域ごとの障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の目標と見込み量 指定障害者支援施設の入所定員総数 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ策定する 	(あらかじめ) <ul style="list-style-type: none"> 合議制の機関や、協議会の意見を聞く 厚生労働大臣に提出 	

<p>一体として策定できる</p>		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項 ・障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の目標と量の見込み 		<p>(あらかじめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合議制の機関や、協議会、都道府県の意見を聞く ・都道府県知事に提出 	
<p>障害児福祉計画</p> <p>児童福祉法</p> <p>調和を保つ</p>	3年	厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援等の体制整備と円滑な実施を確保する為の基本指針を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改定により、2018年に策定が義務付け 		<p>法に規定あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に調査、分析及び評価を行い、必要な措置を講ずる
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援等の提供体制確保に関する目標 ・都道府県が定める区域ごとの指定通所支援または、指定障害児相談支援の目標と量の見込み量 ・指定障害児入所施設等における入所児童支援の質の向上のための事項 	<p>(あらかじめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合議制の機関や、協議会の意見を聞く ・厚生労働大臣に提出 				
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制を確保する為の目標、及び見込み 	<p>(あらかじめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合議制の機関や、協議会などの住民の意見及び、都道府県の意見を聞く ・都道府県知事に提出 				
<p>子ども・子育て支援事業計画</p> <p>子ども・子育て支援法</p> <p>調和を保つ</p>	5年	内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育・子ども子育て支援事業等、総合的に施策を推進する為の基本方針を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育や保育、子ども子育て支援、仕事と子育ての両立などの支援を総合的に実施するもの 		<p>法に規定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針にて、都道府県知事は、各年度において実施状況の点検、評価を行い、結果を公表すると共に、対策を実施するとされている
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が定める区域ごとの教育、保育施設の定員総数と量の見込み、および実施時期 ・教育・保育の一体的な提供体制の確保 ・子育ての為の施設利用に関する市町村との連携 ・教育、保育、子育て支援事業に従事する者の確保、及び資質の向上に関する事業 	<p>(あらかじめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合議制の機関や、保護者、当事者等の意見を聞く ・内閣総理大臣に提出 				
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育の提供区域における、必要な定員数及び、見込み量と実施時期 ・教育・保育の一体的な提供体制の確保、及び連携 	<p>(あらかじめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合議制の機関や、保護者、当事者等の意見及び、都道府県の意見を聞く ・都道府県知事に提出 				
<p>こども計画</p> <p>子ども基本法</p>	なし	国	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が「こども大綱」を作る 	<p>2023年「こども基本法」の施行により、こども計画の策定が努力義務となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども若者計画や、子どもの貧困施策の計画、子ども子育て支援事業計画などと一体として作る事ができる <p>一体として策定できる</p>		
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・こども大綱を勘案し、都道府県こども計画を策定する 					
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・こども大綱と、都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を策定する 					
<p>次世代育成支援のための行動計画</p> <p>次世代育成支援対策推進法</p>	5年	主務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図る為の行動計画策定指針を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣とは、特定の行政事務を主管する大臣の事 ・2015年、子ども子育て支援法の施行により義務から任意になった 	<ul style="list-style-type: none"> ・遅滞なく公表 ・主務大臣に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね年1回、実施状況を公表する様に務める
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援 ・母子及び、乳幼児の健康の確保と増進 ・子どもの健全な教育環境の整備と居住環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・遅滞なく公表 ・都道府県に提出 				

	概ね 2～5年	一般 事業主	・仕事と子育ての両立を図る為の計画	・従業員が100名を超える一般事業主に義務付け (100人以下は努力義務)	・厚生労働大臣に提出	
	1年	特定 事業主	・仕事と子育ての両立を図る為の計画	・特定事業主とは、国や地方自治体等の関係機関の 事		・少なくとも年1回、実施 状況を公表する
医療計画 医療法 整合性を図る	6年	厚生労働 大臣	・厚生労働大臣が基本指針を定める			
		都道府県	・地域において切れ目のない、良質で適正な医療の提供体制を 築く為の医療計画を策定する ・2次医療圏、3次医療圏を設定し、基本病床数を定める		・都道府県医療審議会の意見を聞 いた上で、病床数の増加や種別の 変更などの勧告を行う	・3年ごとに見直し
		市町村	・1次医療圏は地域住民に密着したサービスを提供			
医療介護総合確保法における 市町村計画及び、都道府県計 画 医療介護総合確保法	原則1年	国	・厚生労働大臣が総合確保方針を定める			なし
		市町村	・医療介護総合確保区域ごとの計画期間等の目標	・厚生労働大臣は、総合医療確保方針を定めなけれ ばならない(義務) (地域ケアシステム、質の高い医療提供体制など)	・都道府県知事に提出	
		都道府県		・厚生労働大臣に提出		
医療費適正化計画 高齢者医療確保法	6年	厚生労働 大臣	・高齢期における適切な医療の確保の為の法律 ・特定健診、保健指導等の実施目標の設定 ・メタボ等の生活習慣病への対策目標	・厚生労働大臣が、医療費適正化基本指針と、全国 医療費適正化計画を定める		・6年ごとに見直し
		都道府県	・たばこ対策、予防接種、後発医薬品などの推進など	・国の医療費適正化基本方針にそって策定する	・厚生労働大臣に提出	
健康増進計画 健康増進法		都道府県	・住民の健康の増進に関する施策についての計画	・厚生労働大臣が、基本的な指針を定める		
		市町村				

※セルのカラーの違いについて

	→ 義務
	→ 努力義務
	→ 任意
	→ 定めなし

※赤字部分について → 過去に出題された内容

福祉計画における共通的な考え方のヒント！

- ①障害者計画は「施策の方向性」が記載、「具体的なサービスの種類や必要数」は障害者福祉計画に記載されている。
- ②「〇〇事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置」「相互の連携」「広域的な見地から」 → 都道府県の常套句
- ③「参酌すべき基準・標準、基本指針」 → 大臣の仕事